

## 平成 22 年度第 2 回富山県環境審議会水環境専門部会 議事録

### 1 日時

平成 22 年 11 月 9 日（火）午後 2 時～ 4 時

### 2 場所

富山県民会館 707 号室

### 3 出席者

委員：楠井専門部会長、小池特別委員（代理：宮島富山河川国道事務所河川環境課長）、加賀谷専門員、高橋専門員、瀧本専門員、千葉専門員、陶野専門員、藤縄専門員  
事務局：堀生活環境文化部次長、浦田環境保全課長 他

### 4 内容

議事

庄川水域等に係る環境基準の水域類型の指定の見直しについて

### 5 主な意見、質疑応答

#### (1) 水域類型指定の見直しを検討する水域の抽出について

○ 水域類型指定の見直しを検討する水域の抽出については、原案のとおり了承された。

#### (2) 水域類型指定の見直しについて

[専門員] 小川下流及び舟川を見直さない理由について、舟川ダム completion 後の水質や流況の変化は完成前でもある程度は予測が可能なので、その予測の結果も踏まえて、今後見直しを再度検討することとした方がよいと考える。

[事務局] ご意見のとおり対応する。

[専門部会長] 小川の水質汚濁源の状況について、単独処理浄化槽の減少が小さいのはなぜか。

[事務局] 汚濁発生源の状況については、市町村からの回答をもとに記載したものである。各市町村の生活排水処理計画等では、下水道整備の推進のほか、現在使用されている単独処理浄化槽の合併処理への転換も掲げられている。ただし、転換が容易ではないため、各市町村では減少の速度が遅いと見込んでいると考えられる。

[専門員] 中川については、新規事業場の立地の可能性があるから見直さないとしているが、新規事業場が立地しても条例や行政指導等により汚濁負荷量の低減を図ることができる。例えば、大規模事業場の場合は水の再利用に努め排水量を削減すること、また小規模事業場の場合は下水道放流やろ過処理後に河川に排出することなどが考えられる。

[事務局] 事業場の立地に際しては、県公害防止条例に基づく事前協議により、できる限り環境への影響を小さくするよう指導しているが、中川は特に小河川であり、見直しについては慎重に行ってまいりたい。

[専門員] 中川について、新規事業場の立地の可能性があるから見直さないとの理由は、類型指定を見直すほかの水域との整合上問題はないか。

また、新規事業場が立地しても、より厳しい基準で排水を排出すれば問題ないのではないか。

[事務局] すでに類型指定を見直した 10 水域と比較して、中川は、事業場立地により新たな排水が流入すると水質が変化しやすい特性がある。

また、より厳しい基準で排水を排出すればよいとの意見については、県全体のバランスを考慮して、今回は上乘せ排水基準の見直しは考えていない。事業場の自主的な取組みを見込んで類型を上

げることには難しいと考える。

[専門員] 事業場の立地後、例えば5年後に再度見直しを検討してはどうか。

[事務局] 今回類型指定を見直さない水域については、事業場での対策の実施状況等を踏まえて、段階的に見直しを検討することとしたい。

県の計画に基づいて、中川流域で企業立地が進められており、社会的・経済的な状況と水質の維持のバランスを図る必要があること、中川の現在の類型が利用目的と一致していることなどを考慮すると、今回は類型指定の見直しは難しいと考えている。

[専門員] 中川では、近年のBODが改善されている。地元住民等がかなり努力をしないとこのように改善しないと思われる。環境省告示にも現状非悪化に配慮すべき旨が規定されている。

[事務局] 中川については、地元住民等が平成の名水百選に選定された行田公園等での保全活動を熱心に行っている。このほか、下水道等の整備や中川放水路の完成による流況の変化などもあり、A類型相当の水質を維持している。

環境省告示では、類型指定にあたり水質汚濁源の立地状況等を勘案することとも規定されており、現状非悪化とのバランスを考慮すると、難しい面がある。

[専門員] 中川の類型指定の見直しについては、地元市町村から要望等はないのか。

[事務局] 地元である滑川市からは特に類型指定の見直しについて要望はない。

○ 木流川、笹川、境川の水域類型の指定の見直しについては、原案のとおり了承された。

### (3) 専門部会報告書素案について

[専門部会長] 高橋川の類型指定を見直さない理由については、流域に立地する下水道終末処理場の処理能力の増強により排水の流入が増加するため現在の水質が維持されるか分からないという意味で記載されていると思われるが、増強により逆に排水の水質が改善されるという意味に誤解される可能性がある。

[専門員] 将来、事業活動により水質汚濁が進むことを県が容認していると受け取られないように、類型指定を見直さない理由を修正する必要がある。

[事務局] 中川、高橋川、吉田川の類型指定を見直さない理由については、事務局で修正し、後日各委員に確認をお願いしたい。

[専門員] 報告書素案の3ページに「多自然川づくりなどが進められている」と記載されているが、多自然川づくりについては全国的にはひどい事例もあったと聞いている。県内ではどうだったか。報告書素案に記載しても問題はないか。

[事務局] 多自然川づくりは片貝川、布施川、高橋川などで実施され、特に高橋川では、非常に親水に配慮した川づくりが進められてきており、報告書素案の記載は問題ないと考える。

○ 報告書素案「庄川水域等に係る環境基準の水域類型の指定の見直しについて」については、一部修正のうえ、報告書案としてパブリックコメントを実施することとなった。

以上、議事内容に相違ありません。

富山県環境審議会水環境専門部会長 楠井 隆史